

○勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付要綱

(平成 25 年 3 月 29 日告示第 106 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域の事情に合わせた再生可能エネルギーの導入を推進するにあたり、勝山市に豊富に存在する溪流等の水力を活用し、自立・分散型エネルギー供給システムの構築を図るため、先進モデルとなりうる小水力発電事業に取り組む者に対して補助金を交付することについて、勝山市補助金等交付規則（昭和 47 年勝山市規則第 12 号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、小水力発電とは、発電機の出力が 10kw 未満のもので、揚水式発電ではないものをいう。

(対象事業)

第 3 条 対象となる小水力発電事業は、溪流等を活用し通年発電を行い、当該電力供給システムから生じる電力を自ら管理する施設等に対し供給するものとする。

(事業実施主体)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、電力を供給する施設等を市内に有する法人又は任意団体とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費の合計額とする。

(1) 工事費

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費

(2) 設備費

機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配電設備及びこれらに付帯する設備の購入、製造（改造を含む。）、据付け、輸送及び保管に必要な経費

(補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に、4 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、50 万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1 事業実施主体当たり、1 回限りとする。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象事業の設置工事の着手前に、勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、対象事業の設置工事前までに、発電に利用する水を管理する者から、水の利用に関する同意を得なければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、交付決定をしたときは、その旨を勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 規則第6条第1号に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げる要件を全て満たす場合とする。この場合において、前項の規定にかかわらず変更の申請を必要としない。

- (1) 対象事業の目的、実施する場所、電力供給システムの内容及び供給する施設に変更がないとき。

- (2) 補助金額の変更を伴わない変更

- 3 市長は、前項の補助金変更申請を受理したときは、その変更内容を審査し、承認の可否を決定し、勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者は、対象事業完成後4年以内に、市長の承認を受けず、この補助金で取得した財産等を処分(事業の廃止及び補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)してはならない。

- (2) 対象事業の発電状況のほか、電気の使用状況等について、市が行う調査及び市から要請があった視察等の受け入れについて協力しなければならない。

(中止の申請)

第11条 補助事業者は、対象事業を中止しようとするときは、速やかに勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付取下げ申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金交付取下げ申請を受けたときは、その取下げ内容を審査し、適当と認めたときは、取下げを承認し、勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付取下げ承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(対象事業の完了報告)

第 12 条 補助事業者は、第 8 条第 2 項の通知を受けた後、工事に着手し、当該年度の 3 月 1 日までに、工事を完了し、同日までに勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金設置完了報告書(様式第 7 号)に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(検査)

第 13 条 市長は、前条第 1 項に規定する報告書を受けたときは、報告書を受けた日から 14 日以内に、補助事業者立会いの上、対象事業の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を補助事業者に通知しなければならない。

2 対象事業の完成は、検査の完了をもってみなす。

また、検査において、市長は、必要があると認めるときは、その理由を補助事業者に通知して、検査目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、補助事業者の負担とする。

4 補助事業者は、対象事業が第 1 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して再度市長の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を対象事業の完成とみなす。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定により、対象事業が交付要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付確定通知書(様式第 8 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 前条の通知を受けた補助事業者は、勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付請求書(様式第 9 号)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(他の補助制度との併用)

第 17 条 他の補助制度と併用した場合の補助金の額は、補助対象経費から併用する補助金額を差し引いたその残額に補助率を乗じて得た額とする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付決定取消し通知書(様式第 10 号)により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の補助金が交付されているときは、勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金返還通知書(様式第11号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(事業内容の調査及び公表等)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、対象事業の工事の状況及び設置後の稼働状況等について、必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第1号関係書類勝山市小水力発電導入推進モデル事業に係る小水力発電設備設置同意書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金変更申請書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金変更承認通知書

[別紙参照]

様式第5号(第11条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付取下げ申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付取下げ承認通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金設置完了報告書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 14 条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付確定通知書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 15 条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 18 条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金交付決定取消し通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 18 条関係)

勝山市小水力発電導入推進モデル事業補助金返還通知書

[別紙参照]